

栃木県保育協議会々則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は栃木県保育協議会と称する。

(事 務 所)

第2条 本会の事務所は宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内に置く。

(目 的)

第3条 本会は栃木県内に所在する保育所相互の密接な連絡を図り、保育に関する調査研究及び研修を行い、もって本県における保育事業の向上発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 保育の事業に関する調査研究及び研修
- (2) 保育運営に関する連絡調整
- (3) 保育関係機関との連絡提携
- (4) その他必要と認める事項

第2章 会員・組織

(会 員)

第5条 本会は入会した栃木県内に所在する保育所職員等をもって組織しこれを正会員とする。

2. 本会の趣旨に賛同するもので理事会の承認を得たものを準会員とすることができる。
3. 準会員は第4条に定める事業に参加することができる。

(地区研究会)

第6条 本会は次の5地区に分け各地区毎に保育研究会を設置する。

- (1) 県中央地区
- (2) 県東部地区
- (3) 県西部地区
- (4) 県南部地区
- (5) 県北部地区

第3章 役 員

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----|-----|
| 会 長 | 1 名 |
| 副会長 | 5 名 |

理事	若干名
監事	2名

(職務)

第8条 役員は次の任務を行う。

- (1) 会長は本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行する。
- (3) 理事は理事会において会則に定められた事項及び会長から付議された事項並びに総会から委任された事項を審議決定する。
- (4) 監事は会計及び業務の執行について監査を行い、その結果を総会に報告する。

(役員 の 選 出)

第9条 役員は次の方法で選出する。

- (1) 会長、副会長及び監事は理事会において選出し総会の承認を得る。
 - (2) 理事は栃木県保育協議会組織（別表）各地区研究会において選出された代表者をもって総会の承認を得る。
2. 前各号の選出規定は別に定める。

(役員 の 任 期)

第10条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

ただし、役員任期満了の翌年に関東ブロック保育研究大会等の開催県となることが予定される場合など、会長が特に必要と認めた場合に限り、その役員任期を3年とする。

2. 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
3. 役員が欠員となった場合は理事会を開き補欠役員を速やかに選出しなければならない。ただし次の総会の承認を得るものとする。
4. 役員はその任期が満了した場合においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。ただし正会員の身分を喪失した場合はこの限りではない。

(顧 問)

第11条 本会には顧問を置くことができる。

2. 顧問は理事会の推薦を得て会長が委嘱し総会に報告するものとする。
3. 顧問は会長の諮問に答えて助言を与えることができる。

(専 門 部 会)

第12条 理事会は本会の運営を円滑にし、その目的を達成するために、次の専門部会を設ける。

- (1) 総務部会
- (2) 広報部会

(3) 研修部会

(専門部会の構成等)

第13条 各専門部会は理事会において選出し、専門部会活動の成果を期するために部会長1名、副部会長1名、部員若干名を置く。ただし要請に応じて会長が委嘱した者を専門部員に加えることができる。

2. 各専門部会の部会長及び副部会長は各部員の互選により選出する。
3. 各専門部会は理事会の承認を得て具体的活動を行う。
4. 専門部員は会長の要請に応じて総会及び理事会に出席することができる。

(委員会)

第14条 本会には必要に応じて委員会を設置することができる。

2. 委員会の委員は理事会の推薦を経て会長が委嘱する。
3. 正副委員長は委員の互選による。
4. 会員以外の委員は、要請に応じて総会及び理事会に出席することができる。

(事務局) 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2. 事務局には書記、会計を置く。
3. 事務局には事務局長、事務職員等を置くことができる。

第4章 会 議

(総 会)

第16条 総会は本会の最高の決議機関であり、毎年5月末日までに開くものとする。ただし会長が必要と認めたとき、または理事の2分の1以上の要請があった場合は臨時に総会を開くことができる。

(総会の構成)

第17条 総会は本会の役員及び加入保育所職員の代表者をもって構成する。

(総会の招集)

第18条 総会は会長が招集する。

(議長団の選出)

第19条 総会の議長団はその都度総会において選出する。

(総会に付議する事項)

第20条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 協議会役員の承認に関する事項
- (2) 施設負担金・会費の決定
- (3) 前年度の事業及び会計の報告並びに決算の承認
- (4) 新年度の事業及び予算の決定
- (5) 会則の変更
- (6) その他必要と認める事項

(理事会)

第 21 条 理事会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 予算及び決算の審議
- (2) 協議会の行う諸行事の企画及び実施に関する事項
- (3) 総会に付議する会則の変更
- (4) 会則施行に関する付則の変更
- (5) 各専門部会の設置と専門部の選出に関する事項
- (6) 委員会の設置と委員の推薦に関する事項
- (7) 本会顧問の推薦に関する事項
- (8) 会長が付議する事項の審議
- (9) その他必要と認める事項

(正副会長会)

第 21 条 2. 正副会長会は必要に応じて開催し会の運営全般について協議・審議するものとする。

(理事会の招集)

第 22 条 理事会は会長がこれを招集して議長となる。

(会議定足数)

第 23 条 総会及び理事会は出席すべき者の 2 分の 1 以上の出席（代理委任状を含む）がなければ開くことができない。

2. 議事は出席者の過半数によってこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第 5 章 地区保育研究会

(組織・運営等)

第 24 条 各地区の保育研究会の組織運営は本会の定めるところに準じ自主的にこれを行い、その事業の実績について会長に報告するものとする。

第 6 章 各 部 会

第 25 条 保育に関する調査研究及び研修を行うため、本会に次の部会を置く。

施 設 長 部 会

保 育 士 部 会

調 理 員 等 部 会

2. 部会の運営は当該部会において自主的にこれを行い、その事業の実績について会長に報告するものとする。

第 7 章 会 計

(会 費)

第 26 条 本会の経費は施設負担金・会費、補助金、寄付金その他をもってあてる。

2. 本会の施設負担金・会費は別に定めるところによる。ただし、準会員の施設

負担金・会費は理事会において定める。

(予算及び決算)

第27条 本会の会計年度の収支予算は会長が理事会の審議を経てこれを定め、総会の承認を受けなければならない。

2. 会計年度の決算は年度終了後速やかに監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

付 則

1. 昭和25年4月1日会則制定

2. 本会則の改定の経過は次のとおり

昭和25年 4月23日 第1次改正

昭和30年11月 1日 第2次改正

昭和35年 7月 8日 第3次改正

昭和37年 6月11日 第4次改正

昭和44年 5月12日 第5次改正

昭和47年 5月 3日 第6次改正

昭和47年11月28日 第7次改正

昭和48年 5月30日 第8次改正

昭和51年 6月 1日 第9次改正

昭和53年 5月31日 第10次改正

昭和57年 5月29日 会則廃止

昭和57年 5月29日 会則制定

昭和61年11月17日 第11次改正

(この会則の適用時期は昭和61年4月1日より施行)

平成 8年 5月28日 第12次改正

平成11年 5月26日 第13次改正

平成12年 3月21日 第14次改正

平成13年 5月24日 第15次改正

(この会則の適用時期は平成12年9月13日より施行)

平成14年 5月24日 第16次改正

平成22年 5月19日 第17次改正

令和 7年 5月13日 第18次改正

栃木県保育協議会 理事選出規定

第1条 会則第9条2項の規定による理事の選出については、この規定の定めるところによる。

第2条 理事は次の通り選出する。

第3条 各地区の選出する理事の数は次のとおりとする。

県中央地区	5名
県東部地区	2名
県西部地区	2名
県南部地区	5名
県北部地区	2名
保育士部会	1名

付 則

1. この規定は平成12年4月1日から施行する。
2. 本規定の改定の経過は次のとおり
 平成18年5月17日 第1次改正
 令和7年4月15日理事会 第2次改正

(別表) 栃木県保育協議会 組織表

